平成２５年（フ）第４６４０号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目25番31号
債務者　今北　　優
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５４号
大阪市東淀川区豊里５丁目23番17号
債務者　木村　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１号
静岡市清水区吉川11番地の６　ステーションサイド狐ヶ崎101
債務者　細澤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２９号
岡山県瀬戸内市邑久町上笠加245番地７
債務者　柴田　康司
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６１号
岡山市南区福富西２丁目10番17号
債務者　平野ゆきは
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２号
釧路市中島町３番６号　マンション市川２階左
債務者　久保田久子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１６５号
釧路市共栄大通７丁目１番16号
債務者　木戸真知子こと　金　真知子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
長野県佐久市中込1782番地
債務者　櫻井　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５９号
長野県佐久市中込1782番地
債務者　櫻井　信一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５０８号
静岡市駿河区鎌田428番地の１　ロイヤルパークハイム105号、旧住所静岡市駿河区鎌田433番地の４　サンスピカ101号
債務者　深谷　明弘
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７２号
埼玉県蕨市塚越２丁目14番７号　蕨北野マンション201号
破産者　片岡　明則
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９０号
さいたま市浦和区岸町５丁目17番12―208号
破産者　村上　智一
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５６号
埼玉県戸田市笹目南町19番17―203号、旧住所埼玉県戸田市笹目５丁目23番地の11　メゾンロワール21―303号室
破産者　榎本　康博
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
福岡県柳川市上宮永町253番地１の１
破産者　山田　瀧吉
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目42番16号　真辺ビル308号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市平之町７―７満霧園ビル401号室
破産者　鵜木　秀晃
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７号
山形県西置賜郡小国町大字田沢頭196番地、前住所山形県南陽市三間通386番地の９　アルエット三間通101号室
破産者　伊藤　暢康
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部